

表示規約の変更について：2001年7月25日

タイヤの表示規約が改正されました

タイヤの公正競争規約が、昭和55年7月に制定されてからすでに21年が経過しましたが当公取協は、この間、経済社会環境の変化に対応して規約及び規則の改正を随時行うとともに規約の実効性のある運用を図ってまいりました。しかし、最近、タイヤの販売環境は急速に変化し、タイヤの表示についてもインターネットによる広告表示や環境配慮強調表示などが増加し、複雑かつ多様化してきました。また、当公取協の最近の調査によれば①一般消費者はタイヤ購入時の店選びにおいて正確でわかりやすい表示をしている店を重視していること②チラシが参考にならない理由として整備料金が明瞭に記載されていないことなどを指摘していることが明らかになりました。

そこで、一般消費者の適正な商品選択に寄与するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために、このたび、以下のとおり平成6年3月以来7年ぶりに大幅な改正を行いました。

(平成13年7月24日認定。同7月25日施行)

【改正の骨子】

①整備料金表示の変更

タイヤの整備料金表示を一層明確にするため、収受する場合は、当該料金の絶対額を店頭やチラシなどに表示することを規定しました。

②廃タイヤ処理料金表示の新設

タイヤのリサイクルに対する事業者の理解の浸透に伴い、廃タイヤ処理料金を収受する場合の店頭やチラシなどにおける当該料金の表示方法について新設しました。

③インターネット広告の必要表示事項の新設

急速なインターネットの普及に伴い、タイヤの取引に関するインターネット広告が増加してきたのでチラシなどと同様な内容の必要表示事項を新設しました。

④通信販売広告の必要表示事項の新設

雑誌及びインターネットによる通信販売広告の増大に対応して、適正なタイヤ選り確保するために特定商取引に関する法律の規定を踏まえて通信販売広告において必要とされる基本的な情報を必要表示事項として新設しました。

⑤二重価格表示の表示基準の変更

最近における二重価格表示の多様化に対応して、公正取引委員会は「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6

月30日) を作成したので、この考え方に基づいてタイヤ業界の表示の実態をも踏まえてその表示基準を規定しました。

⑥環境負荷の低減に関する表示基準の新設

環境問題に対する事業者及び消費者の関心の高まりに伴い、環境負荷の低減に関する表示が増えてきたので当該表示の表示基準について新設した。

詳しい内容は「規約の勉強」をご覧ください